



2025年度 個人情報取扱いにおける 事故報告集計結果

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

2026.8.31

1.事故報告件数

- 2025年度は、2,021社の付与事業者より10,633件の事故報告がありました。（※）

報告事業者数（社）

2,021社

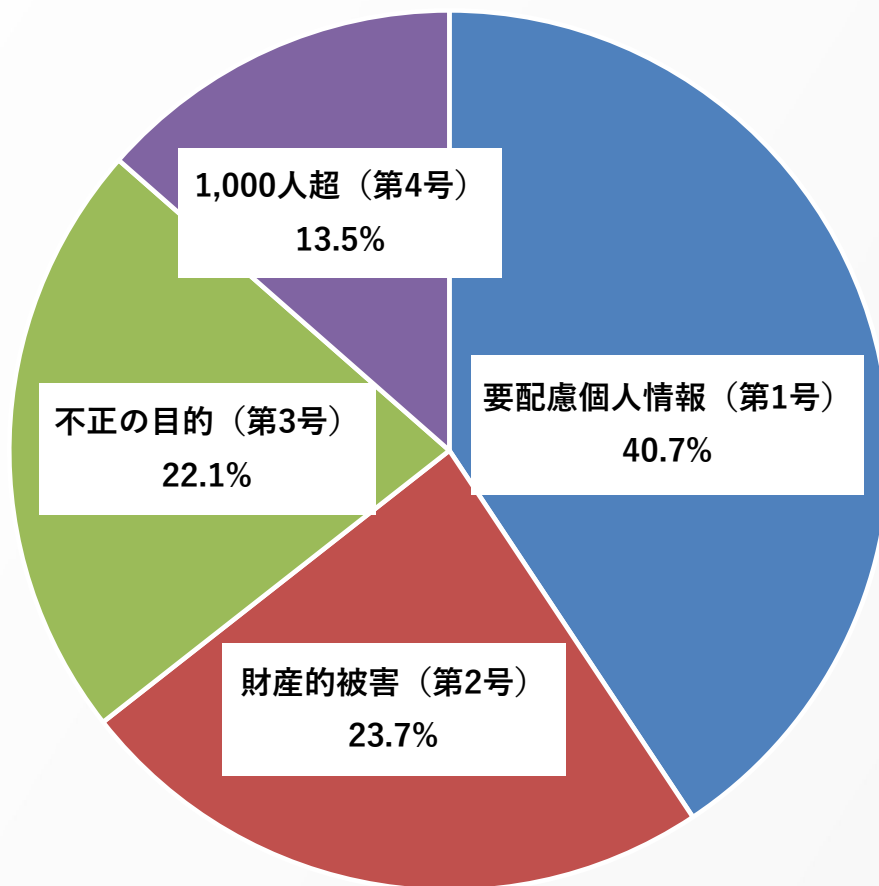
事故報告件数（件）

10,633件

（※） 配送委託先の事業者による誤配送等を含みます。

2.速報要件に該当する事故報告

- 「PMK500第12条第3項（※）に該当する」として報告いただいた件数は4,013件でした。

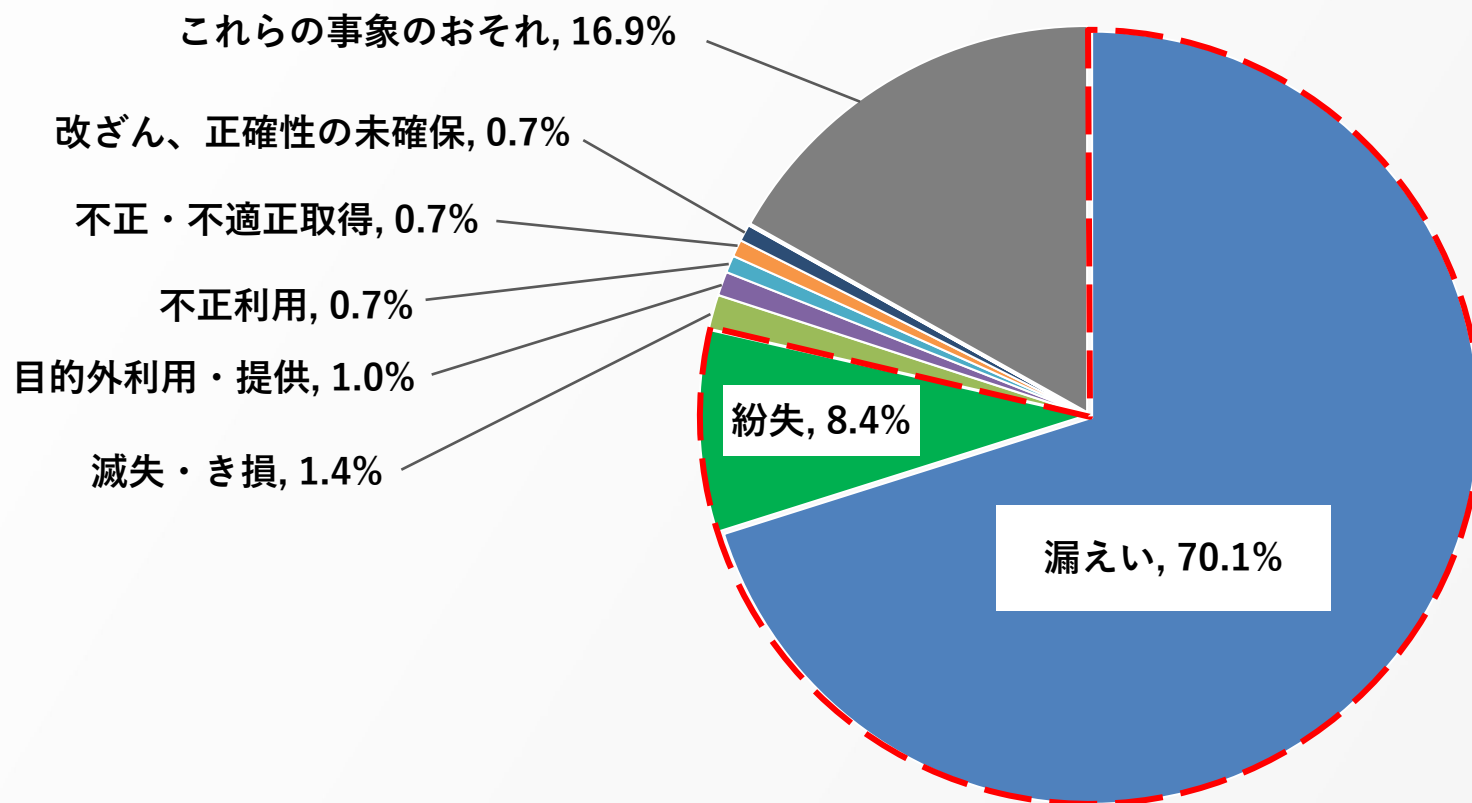


（※）PMK500第12条第3項

- 第1号：要配慮個人情報が含まれる事故等
- 第2号：財産的損害が生じるおそれがある事故等
- 第3号：不正の目的をもって行われたおそれがある事故等
- 第4号：個人データに係る本人の数が千人を超える事故等
- 第5号：その他、付与機関がプライバシーマーク付与適格性審査基準における重大な違反があると認めた事態（マイナンバーに関する事故等含む）

3.発生事象別の事故報告件数

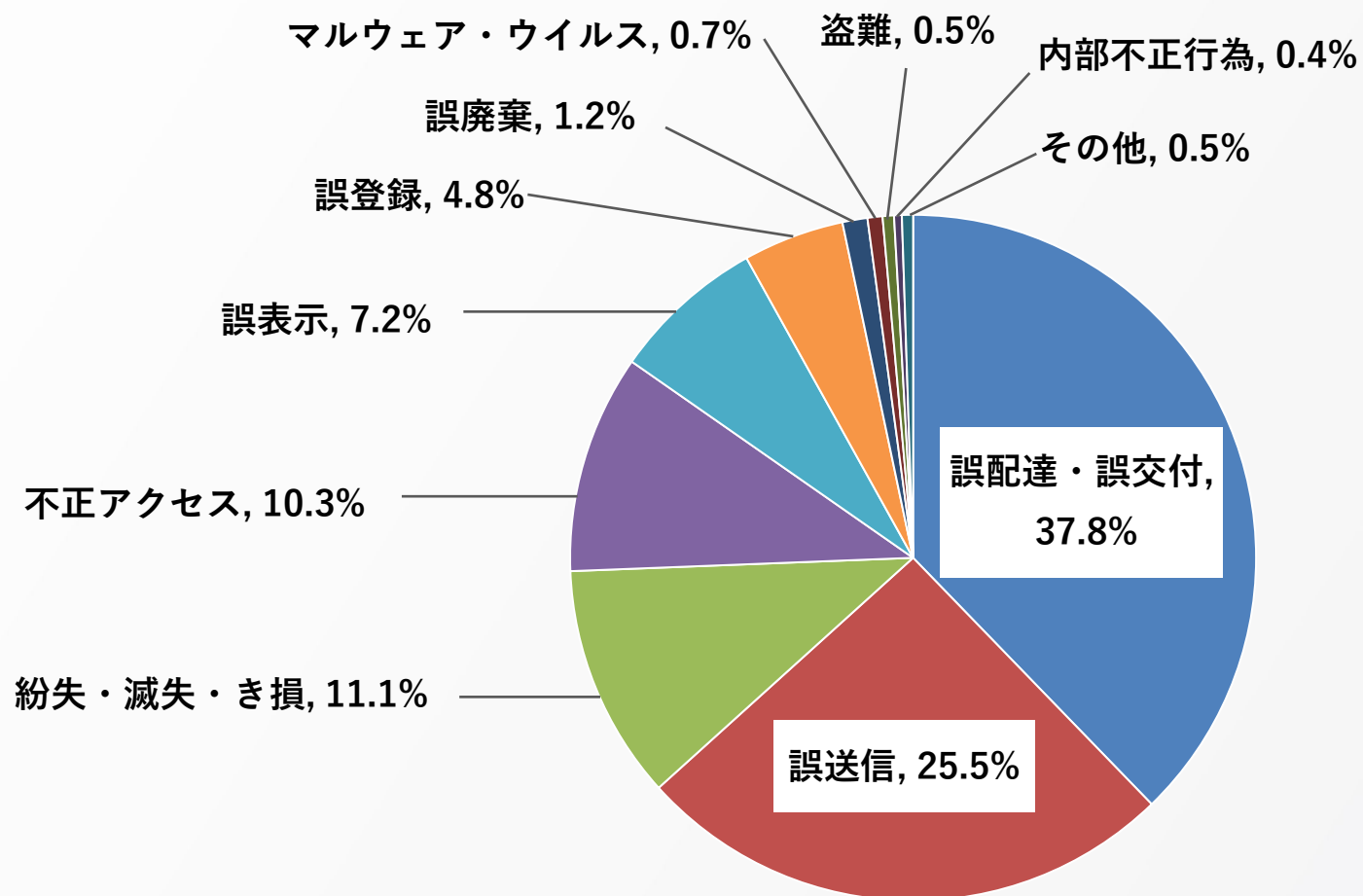
- 発生事象別では「漏えい」が70.1%と最も多く、次いで「紛失」が8.4%となりました。



「漏えい」「紛失」
が全体の
約8割

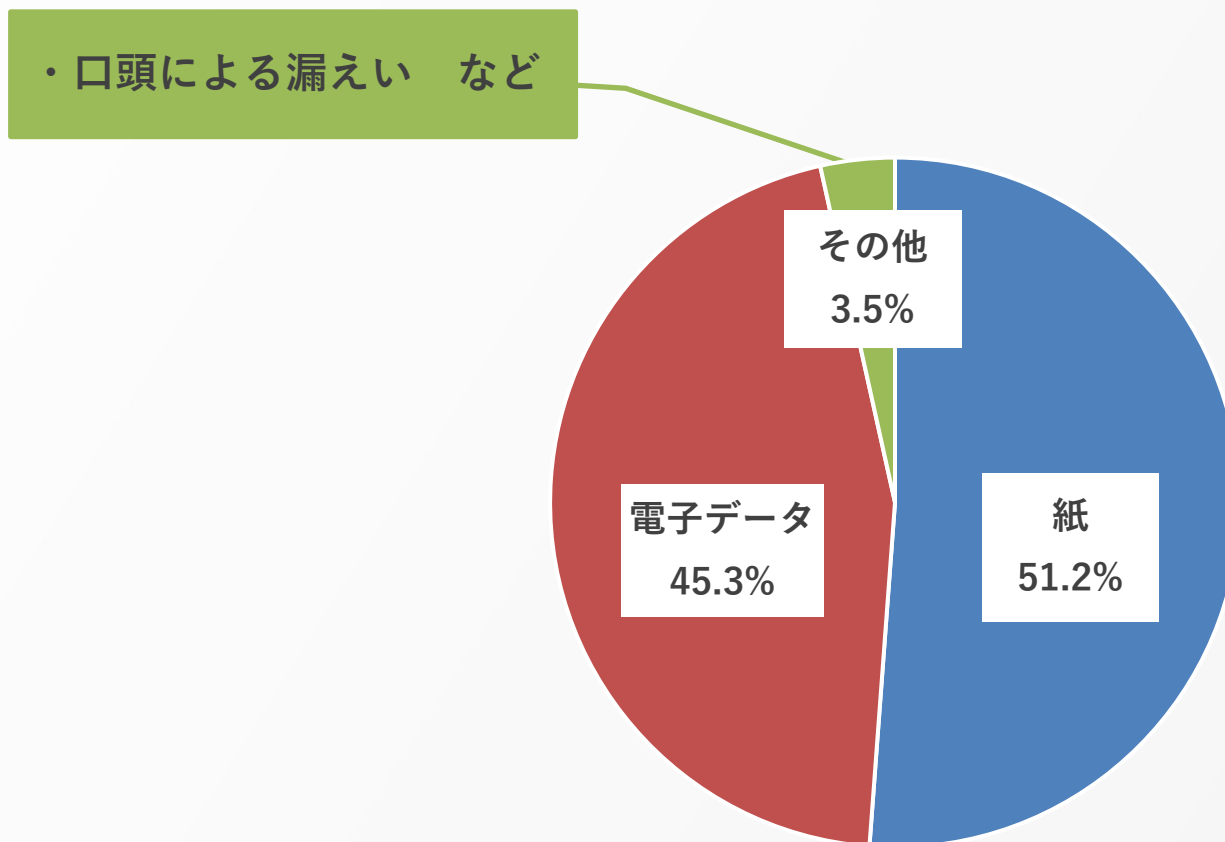
4.事象分類別の事故報告件数

- 事象分類別では「誤配達・誤交付」が37.8%と最も多く、次いで「誤送信」が25.5%となりました。



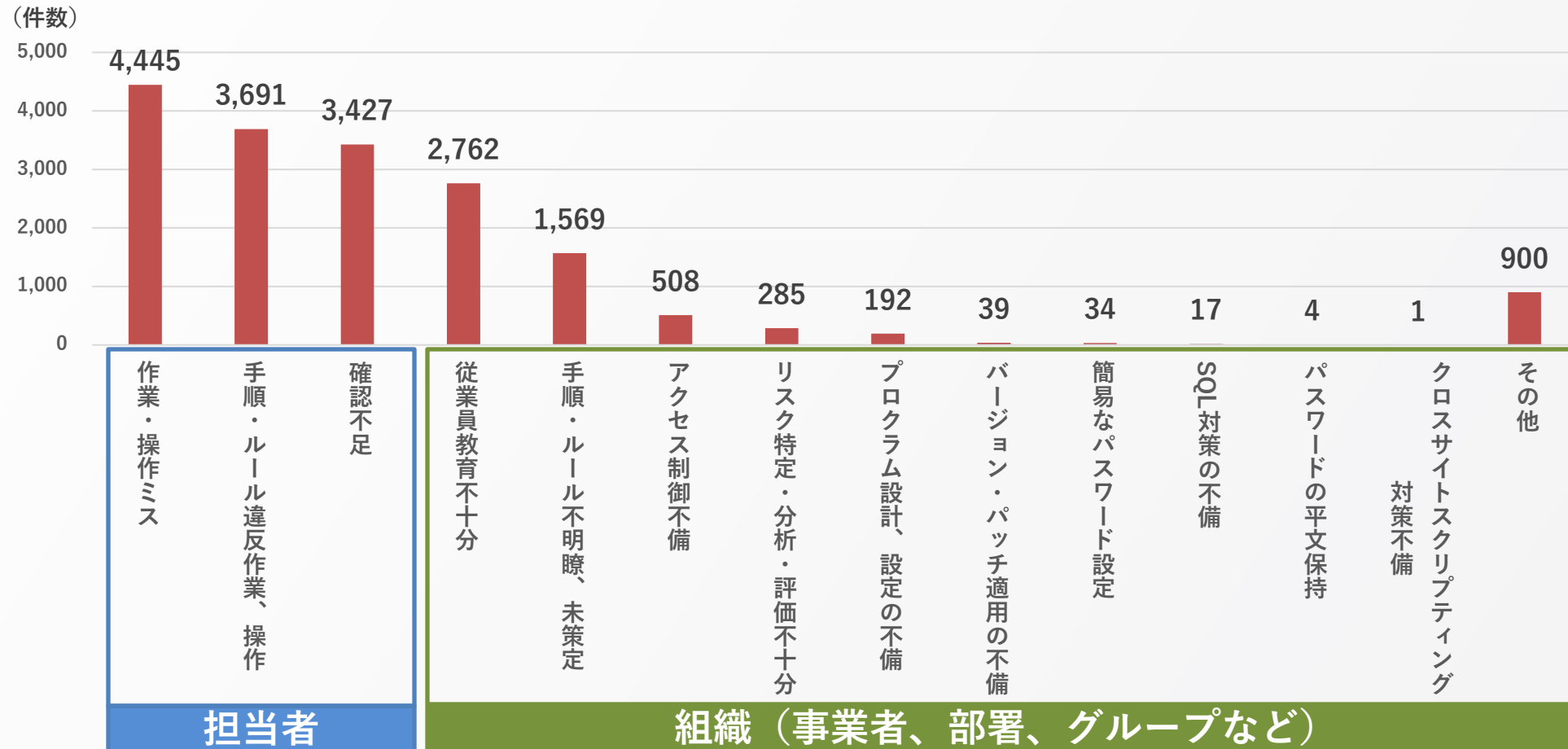
5.媒体別の事故報告割合

- 媒体別には、「紙」が51.2%、「電子データ」が45.3%となりました。



6.原因別集計

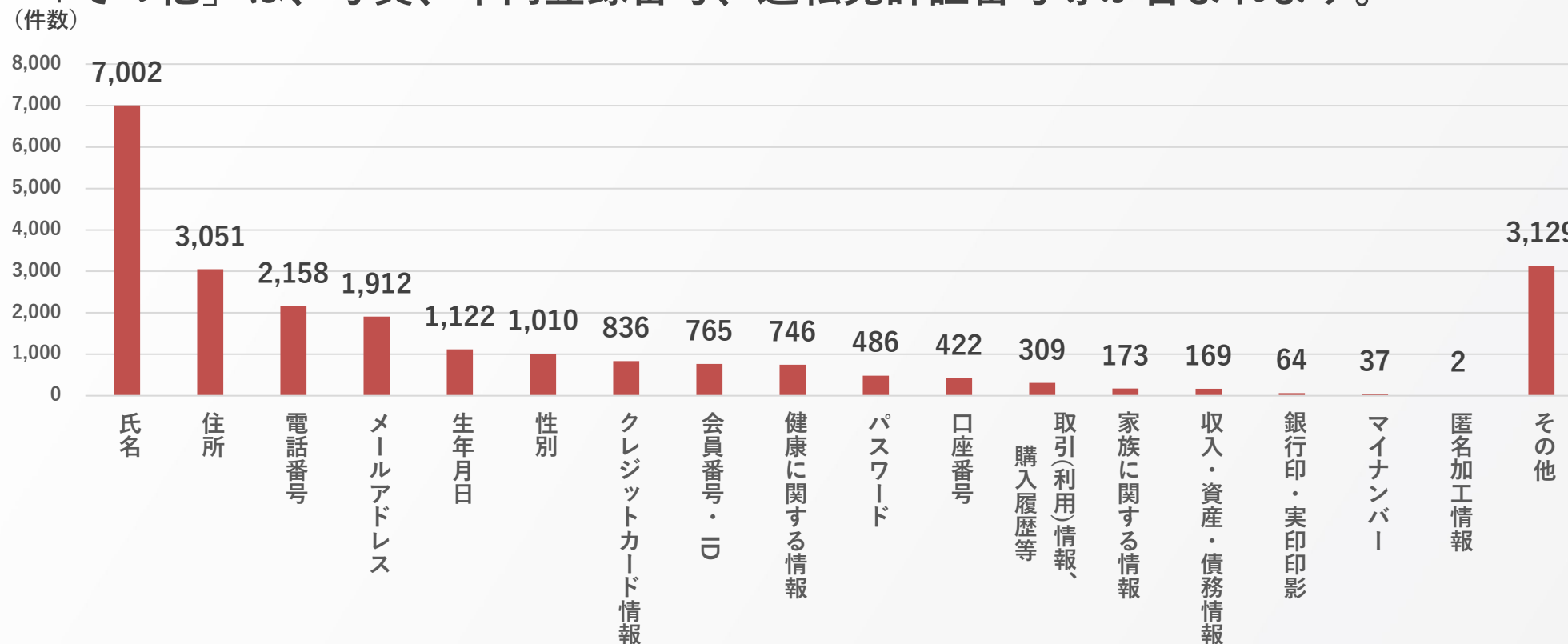
- 原因別には「作業・操作ミス」が4,445件。続いて「手順・ルール違反作業、操作」「確認不足」と担当者が適切な作業を実施しなかったことによる事故等が多くありました。



(注) 1件の事故に対して複数の原因がある場合は、それぞれカウントしています。

7.項目別集計

- 項目別では、「氏名」が7,002件と最も多く、続いて「住所」「電話番号」「メールアドレス」の順となりました。
- 「その他」は、写真、車両登録番号、運転免許証番号等が含まれます。



(注) 「クレジットカード情報」は、クレジットカード番号、有効期限、セキュリティコードの組み合わせにかかわらず、事故等の対象となったクレジットカードの件数を算出しています。

<算出例> ・2名分のクレジットカード番号が漏えいした事故等→クレジットカード情報2件

・3名分のクレジットカード番号、有効期限、セキュリティコードが漏えいした事故等→クレジットカード情報3件

8.総括（1/2）

- 2025年度の事故等報告件数は、前年度と比較して報告事業者数、事故報告件数ともに増加しました。
（2024年度：報告事業者数1,866社、事故報告件数9,322件）
- 発生事象別では、「漏えい」が約70.1%と最も多く、次に「紛失」が約8.4%、「滅失・き損」が約1.4%の順となり、2023年度から同様の傾向が見られます。また、事象分類別では、多い順に「誤配達・誤交付」、「誤送信」となっており、この2つで全体の約6割を占めています。発生事象別で「漏えい」が約7割を占めていることから、「誤配達・誤交付」や「誤送信」は個人情報の漏えいを引き起こす代表的な事象であるものと推察されます。一方、「誤表示」は2024年度の約2.3倍と大幅な増加となりました。（約3.3%→約7.2%）これは、クラウドストレージやクラウド型ツールの利用が高まりつつある中で、アクセス権限の設定を誤り意図せず第三者に個人情報を誤表示させてしまう事故等が増加したことが一因にあると考えられます。（※）

※JIPDECからの注意喚起

【注意喚起】 アクセス権限の設定不備による個人情報の誤公開が増加しています

<https://privacymark.jp/news/2026/system/0414.html>

8.総括（2/2）

- 不正アクセスによる事故については、前年度と比較して大幅に増加していますが（約4.5%→約10.3%）、これは不正アクセスを受けたシステムやサービスを利用している利用事業者からも事故報告をいただいているためであり、それらを除くと2025年度の発生件数自体は前年度とほぼ同じ水準を維持しています。
- 原因別では、前年度と同様に「作業・操作ミス」「確認不足」といった担当者によるものが上位を占めています。一方で、「従業員教育不十分」「手順・ルール不明瞭、未策定」といったものも増加傾向にあり、2025年度は組織に起因するものが約3割を占めました。個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の観点から、マニュアルの整備や業務手順の再検討等、組織としての体制を改めて見直してください。
- 個人情報取扱事業者には個人情報を適切に取り扱う責務があります。今一度、自社の個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の状況を確認するとともに、必要に応じて改善しましょう。

プライバシーマーク制度サイトに、従業者向け個人情報保護教育にご利用いただける資料・動画を公開しています。

- お役立ち情報・ツール>お役立ちツール

社内教育用参考資料「個人情報管理の重要性」

「個人情報の取扱いに関する事故を起こさないために」

<https://privacymark.jp/guideline/wakaru/index.html>

JIPDEC

